

美里町新幹線通勤定期券購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、若年者が本町へ転入し、かつ、新幹線を利用して通勤する場合に、当該若年者に対し、予算の範囲内において、美里町新幹線通勤定期券購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本町の定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間に本町に転入し、かつ、第5条第1項に規定する新規申請をする時点において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録がなされている者
- (2) 前号の記録の前1年以内に本町の住民基本台帳に記録がなされていない者
- (3) 転入した日において、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は同居するその配偶者のいずれかの年齢が40歳未満である者
- (4) 本町に継続して5年以上居住する意思を有すると認められる者
- (5) 新幹線定期券を購入し、新幹線を利用して通勤している、又は通勤する予定である者
- (6) 申請者及びその世帯員に本町の町税等の滞納がない者
- (7) 申請者及びその世帯員が美里町暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

（補助金の交付の対象となる新幹線定期券等）

第3条 補助金の交付の対象となる新幹線定期券は、前条に規定する対象者に該当するに至った日以後にその通用期間が始まるものとする。

2 補助金の交付を受けることができる期間（以下「補助期間」という。）は、第5条第1項に規定する新規申請に係る新幹線定期券の通用期間の初日から3年とする。ただし、申請日の属する年度より前に通用期間が開始している場合は、申請日の属する年度の4月1日を補助期間の初日とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、新幹線1月当たりの額（新幹線定期券1月当たりの額から当該新幹線定期券の区間の普通定期券の額を差し引いた額とする。）から、この告示に基づく補助金以外に支給される新幹線に係る通勤手当（当該新幹線定期券に係るものに限る。）その他これに準ずるものの1月当たりの額を差し引いた額の2分の1の額（2万円を上限とする。以下「単位補助額」という。）に月数を乗じた額とし、1月に満たない期間がある場合には、単位補助額を30で除した数に1月に満たない期間の日数を乗じて得た額を加算した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の合計額は1会計年度内に24万円を超えないものとする。

（交付申請）

第5条 申請者は、美里町新幹線通勤定期券購入補助金交付申請書（様式第1号）に、申請の回数に応じ次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の除票又は戸籍の附票その他第2条第1号に規定する記録の前1年以内に本町の住民基本台帳に記録がなされていないことを証明する書類（補助期間内の1回目の申請（以下「新規申請」という。）に限る。）
- (2) 就労及び通勤手当等支給額証明書（様式第2号）（同一年度内の1回目の申請に限る。）
- (3) 新幹線定期券の写し又は購入した新幹線定期券の区間、有効期間、金額、経由等が分かる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 申請は、購入した新幹線定期券の通用期間（当該通用期間を超えて新幹線定期券を利用する場合にあっては、その利用する予定の期間を含めることができるものとする。）ごとに行うものとする。ただし、一の年度に申請できる期間（以下「申請期間」という。）の終期は当該年度の末日とし、同日後の通用期間に対する補助金は翌年度において申請するものとする。

3 新規申請は、通用期間の開始後に行うものとし、その期限は、令和10年3月31日とする。

4 第7条の報告において翌年度も補助金の交付を希望する旨が確認できたときは、当該報告に係る申請者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項の申請を行ったものとみなす。

（補助金の交付の決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、美里町新幹線通勤定期券購入補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請期間の終了後14日以内に、美里町新幹線通勤定期券購入補助金実績報告書（様式第4号）に当該申請期間に係る第5条第1項第3号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の報告書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたとときは、補助金の額を決定し、美里町新幹線通勤定期券購入補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、直ちに美里町新幹線通勤定期券購入補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、美里町新幹線通勤定期券購入補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金交付決定後の申請期間中に町外に転出した場合
- (3) 補助金交付決定後の申請期間中に新幹線定期券の払戻しをした場合
- (4) 交付決定の際に付した条件に違反した場合
- (5) その他規則及びこの要綱の規定に違反した場合

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、美里町新幹線通勤定期券購入補助金返還命令書（様式第8号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。